

第1回嘉麻市農業委員会総会（令和6年1月10日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員15名中、欠席者なしであり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しておりました令和6年第1回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日お配りしております農業委員・最適化推進委員先進地視察研修収支報告書と稲築(山野・口春地区)の農地利用最適化推進委員の欠員による委員推薦・募集についての4点です。ご確認をお願いいたします。

それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和6年第1回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、6番の藤島委員と7番の添田委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号を議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

事務局 それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和6年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、3件の申請が出ております。
それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番 地目：田 地積：1,530 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(75)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(83)

譲受人耕作地 自作地：8,239 m² 借入地：なし 計：8,239 m²

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲渡人の〇〇〇〇氏の規模縮小に伴い隣地で耕作している譲受人〇〇〇〇氏が農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ
ます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たし
ていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ペ
ージに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます

議長 審議番号1番について、地区担当：大塚推進委員に説明をお願いいたします。

大塚推進委員 申請の内容につきましては、地図のとおり隣接地〇〇〇番の方が譲受人ということで申
請がっております。

該当農地に関しては畔草刈りも〇〇〇地区としては比較的良好な農地であります。

今回申請のあった農地は集落営農組織が耕作しておりましたが、理由があり合意解約さ
れ、近年は持ち主の方のご家庭内で作付けがなされておりました。耕作されていたお子
様が亡くなられ83歳のお母さまが作付けをされておりましたが高齢であり、耕作を
断念しなくてはいけないとのことでお隣の方へ売買の合意がなされたということです。
〇〇氏においても耕作は続けていくという意思がありましたので、今回の申請には問題
ないと思います。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の交代をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 2 番について事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：畑 地積：172 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(52)

申請人譲渡人：静岡県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(76)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし

権利内容：所有権移転 売買

事 務 局

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。〇〇氏が宅地と農地の処分を検討しており、宅地を購入した〇〇〇〇氏に農地の売買も併せて行うものです。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま
す。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま
すが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 2 番について、地区担当：梶原推進委員に説明をお願いいたします。

梶原推進委員

只今事務局から説明がありましたとおり、まずは譲渡人の〇〇氏は静岡県に在住でございます。案件につきましては、農地に関しての作付けができないということで売買が成立しており、住宅を含めた宅地の売買でございます、その住宅の裏に畑農地がございます。今後畑として使わないということですのでこの件に関しまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の交代をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 3 番について事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：152 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(71)

申請人譲渡人：朝倉郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(85)

譲受人耕作地 自作地：0 ㎡ 借入地：42,267 ㎡ 計：42,267 ㎡

権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、〇〇の譲渡人であり、〇〇〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま
す。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たして
いると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 5 ペー
ジに位置図、6 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 3 番について、地区担当：嶋田推進委員に説明をお願いいたします。

嶋田推進委員 嶋田です。この案件につきましては事務局より説明がありましたとおり、譲渡人が高齢
になったため贈与により権利を移転するものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

ここで推進委員の退席をお願いします。

議長 続きまして、審議番号4番について、地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条関係審議表番号4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：176 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(67)

申請人譲渡人：春日市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(60)

譲受人耕作地：自作地：4,990.43 m² 借入地：0 m² 計：4,990.43 m²

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われま。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。すが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして7ページに位置図、8ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号4番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号4番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、審議番号5番について、地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条関係審議表番号5

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：1,380 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(76)

申請人譲渡人：春日市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇(60)

譲受人耕作地：自作地：31,133 m² 借入地：12,833 m² 計：43,966 m²

権利内容：所有権移転 売買

事務局

この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇〇〇氏より利用権設定をしていた農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願いたします。資料といたしまして9ページに位置図、10ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号5番について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声あり】

議長

質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号5番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【挙手】

議長

賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第2号を議題といたします。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和6年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局

今月は、農地法第5条関係におきまして、1件の申請が出ております。
それでは、4ページをお願いいたします。

農地法第5条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：247 m²

転用目的：建売住宅

農地区分：第2種農地

申請人譲受人：福岡市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

申請人譲渡人：神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

この申請は、譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇が譲渡人の〇〇〇〇氏 外 1 名親族より売買で取得し、建売住宅として転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、11 ページに位置図、12 ページに申請地図、13 ページに土地利用計画図、14 ページに縦横断面図、15 ページに立面図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1 番について、地区担当：梶原推進委員に説明をお願いいたします。

梶原推進委員 只今説明がありましたとおり譲渡人は神奈川県の在住でございます。〇〇〇〇氏 外 1 名ということですが持ち主外 1 名も〇〇に在住と聞いております。長年休耕ということで作付けが行われておりません。〇〇〇〇〇の建売住宅ということでご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1 番についてご質問はございませんか？

会 場 【なしの声あり】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第3号を議題といたします。
番号4 番について井手委員、番号11 番について中嶋委員、番号16 番について嶋田委員、番号21 番について松尾委員、中間管理事業の利用権設定で縄田副会長、田子森委

員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、井手委員と中嶋委員、嶋田委員、松尾委員、縄田副会長、田子森委員の退席をお願いします。

事務局

それでは、5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。

令和 6 年 1 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。

それでは 6 ページから 28 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定 新規 26 件 84 筆 115,422.75 m²、更新 9 件 12 筆 24,952 m²
計 35 件 96 筆 140,374.75 m²

利用権設定(中間管理事業) 1 件 260 筆 347,340.67 m²

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長

本案について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声】

議長

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【挙手】

議長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。ここで、井手委員と中嶋委員、嶋田委員、松尾委員、縄田副会長、田子森委員の入室をお願いいたします。

事務局

それでは、29 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 農用地利用配分計画(案)について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。

令和 6 年 1 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。

それでは 30 ページから 45 ページをお願いいたします。

(1)利用権設定(中間管理事業)1件 260筆 347,340.67㎡

こちらは、先ほどの農用地利用集積計画(案)にありました13ページから28ページの間中管理事業の案件でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

武田委員 中間管理機構の事業でやられていると思うんですが、昨年の6月あたりの時点で、農業委員ないし行政で事業を推進していくという話がありました。それに関して、これは個人でしなくちゃいけないのか、農業委員全体で考えてしなくちゃいけないのか。例えば〇〇だけじゃなくて、ほかの所も推進されていますか？

〇〇が入っています。そこも同じようにこういう事業がありますよってことで推進されたうえでやられているのか。〇〇のみなのか。どうですか？

事務局 一応ですね、〇〇の話し合いに参加しましたけれども、今回の〇〇の中間管理事業に関しましては、地域計画と同時に進めておりまして、〇〇の土地、〇〇農事区の土地に関して、耕作者地権者集めて、中間管理事業を利用されてあるんですが、〇〇の中に、〇〇〇、〇〇〇〇の入ってきている入り作の方もお声掛けしております。

武田委員 入り作じゃなくて、所有者ですね、以前、前回か前々回にそういう質問があったと思うんですね、中間管理機構に対してのこれはどういう風になっているのかとかそれに対しての質問が。そういうのが前に進まない。話自体が出たとして、例えば次の月の会議で、それに対しての、意見に対しての検討ができていない。

田中委員 中間管理については私も疑問がありまして、以前は、管理してある方が、管理しきらんでそれをどうするかってということ、農業委員会としてどうするかってことを言いました。

藤島委員 中間管理に関しては大事な話になるので、先に採決をとるのはどうですか？

議長 それでは採決後に話すこととして、まずは採決を取りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。
ここで、退席されていた委員の方の入室をお願いいたします。

いま、中間管理機構についてのご質問があったところで皆さんそろってから話をしたほうが良いということになりましたので、よろしくお願いいたします。質問の中身をもう一度お願いします。

武田委員 今〇〇が、中間管理を使って事業を。昨年の6月〇〇〇の役場で話したことを実施されていると思います。この件に関して、〇〇だったら、〇〇〇・〇〇〇農事区ないし、地権者にこういうことをしますよって話があったのかなかったのか、〇〇だけでされたのか。

副会長 この地域計画に関して、ほかの地域に〇〇区はこういう風に取り組みますよって周知徹底したのかということですか？

武田委員 周知徹底したのかじゃなくて、例えばこういう事業がありますよっていうことを周知したのかどうかっていう。

副会長 一応〇〇区の中にある農地が、〇〇〇の農地が多かったんで、〇〇〇〇の農事区長を入れて、一応地域計画を進めるにあたって役員を私も含め6人で作りました。その中に、〇〇〇の農事区長を入れまして、〇〇〇としては、こういう風な地域計画を進めますよってこれにあたっては〇〇〇区の、同意も得ながら進めていく、一緒に話を聞いてくださいという風にしました。

武田委員 例えば個人で動いて、各々個人で動いて周知して、やっていくのか。全体で会議したうえで判断する、話をきちんとしたうえでどういうふうに広めていく、どういう話をしたうえで話を進めていくべきなのか、というものをひとつ問いかけています。去年の6月の会議があった後に、〇〇地区は動いています。〇〇も〇〇も声かけて。なかなかできないところもあると思うので、このやり方をやると進めやすいよっていう話はするけど、ほかの人たちに周知しないままにしていたら、あそこは農業委員さんがいたからできたといわれかねないので、農業委員たちはどのようにやって進めていけばいいのか、

事務局 私のほうからお答えさせていただきます。今回、武田委員のほうが言われてありますように、中間管理事業、この事業自体はですね、平成25年に中間管理事業に関する法律というものが成立され、平成26年から実際にスタートしたという経緯があります。そしてその中間管理事業につきましては、平成27年に福岡のほうで全然実績が出ないということで国、県のほうからも、この事業を使ってくれという要望があり、夢サイトかほの方に、農事区長さんたちを通じて、中間管理事業という事業がありますので活用してくださいとのことで、福岡の機構の職員さんに来ていただいて、中間管理事業の説明会を夢サイトかほの一番大きい会場に皆さん集まって周知はさせていただいております。地域計画と合わせて、地域計画を話すときに、中間管理事業も一緒に使ったほうが、事業がより使えるということがあります。それ以前に、法人〇〇〇であったり、事業を活用されてあるところがございます。そして、先月、山崎委員の方から、地域計画ってというのはどういう風になっているのかというご質問がありましたので、今現在です

ね、担当の係が農政係とウチの係になっておりますので、日程なり、やり方なり、その方向を定めているところで、ある一定の所が知らなかったとか、そういったことの無いように、農事区長さんや、農業委員さんにもご協力いただいでですね、進めていきたいと考えておりますので、ご了承ください。

議 長 続きまして、通知第 1 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、46 ページをお願いいたします。
通知第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和 6 年 1 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
今月は 21 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております
47 ページから 52 ページに報告書を添付しております。以上でございます

議 長 本件は報告のみでございます。

議 長 最後に、会議次第 5 番、報告事項を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 53 ページをお願いいたします。
農地法第 5 条の規定により許可された農地転用について変更の届出がっております。
本案件は、申請人の〇〇〇〇〇〇が令和 5 年 6 月に県から転用許可のあった農地転用
計画を変更するものであります。ネットフェンス位置のみの軽微な変更のため報告のみ
となっております。資料の 16 ページから 17 ページに関係資料を添付しております。
以上でございます。

議 長 本件は、報告のみでございます。

議 長 最後に、会議次第 6 番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 次回総会の日程について、令和 6 年 2 月 9 日(金) 10:30~となっております。
次に、別紙でお配りしています農業委員・最適化推進委員先進地視察研修収支報告書をお
願いいたします。歳入 合計 288,200 円 歳出 合計 283,633 円 残額 4,567 円
本来であれば各参加者へ還付を行います、金額が一人当たり 268 円と少額ということ
も踏まえ今回は互助会費の口座へ全額戻入し、清算させていただきます。
次に、1 月 19 日(金)研修大会に参加される方は 10 時 15 分までに本庁舎 1 階ロビー
にご集合ください。
また、別紙でお配りしています稲築(山野・口春地区)の農地利用最適化推進委員の欠員
による委員推薦・募集についてをお願いいたします。
(内容説明)以上でございます。

議 長 委員さんの方から他に何かございますか？

会 場 【なしの声】

議 長 その他の方で私の方から皆さんにお伺いしたいことがあります。12月の研修会の時に、研修に行き、いい研修を受けたわけですが、その中で一つ、副会長と話してですね、さっき武田委員からも言われたように、周知徹底とかいった点で農業委員がやってる仕事が、なかなか末端まで行き届いていないんじゃないかという意見も踏まえまして、年に何回か、一回でもいいから、研修行ったところも農業委員会だよりを出されていまして、嘉麻市農業委員会でも一度出してみたらどうだろうか。各地域の方に農業委員会の仕事、今どういったものやってるんだということを知らせる意味合いで出したらどうだろうか、また、編集などでみなさんのご協力をいただかないといけないといったところもありますので、みなさんの意見をお伺いしたいと思います。

山 田 委 員 賛成の立場です。

武 田 委 員 出すのは良いと思いますが、私たちが何をしているのか以外、農業委員会憲章に掲げるところが出来ているのかといったとことを一度考えなおしたほうがいいのかと思います。
憲章の内容が到達目標となるような構成をしていくといったところかと。

議 長 まず協力をいただけますかといったご相談です。

会 場 賛成。

議 長 賛成というご意見いただきましたので進めさせていただきます。

議 長 以上でございます。閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして、令和6年第1回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

6 番委員

7 番委員